

天



帯行政第80号  
平成26年6月30日

帯広市監査委員 西田 讓 様  
同 秋田 勝利 様  
同 石井 啓裕 様

帯広市長 米沢 則寿  
(総務部行政推進室担当)



監査の結果に対する措置の通知について

平成26年3月27日付帯監査第72号で報告のあった平成25年度行政監査に基づき、  
または当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第  
199条第12項の規定により通知いたします。



## 措置状況報告書（平成25年度 行政監査）

監査指摘	措置状況
<p>重要な物品等の管理・活用状況について監査した結果、事業の終了や機能の低下に伴って遊休状態となっているものや故障した後、修理することなく保有されているもの、また、所在不明や処分手続を行う以前に廃棄したことにより台帳と現品が一致しないなど、適正に管理されていないものが見受けられました。</p> <p>特に、台帳の内容と現状が相違していることは、必要な点検を十分に行っていないことの表れであり、毎会計年度末における照合を確実に行わなければなりません。</p> <p>今後においては、重要な物品等が市民の貴重な財産であるという認識のもと、常に良好な状態で管理し、取得目的に沿って有効に活用されますとともに、その範囲について、見当することも必要と思います。</p> <p>また、一部の部課ではありますが、平成20年度の行政監査において指摘した事項と同様の誤りを繰り返しているものが見受けられました。</p> <p>監査の指摘事項については、全庁的な課題として捉えていただき、誤りの繰り返しを防止することのみならず、誤りの繰り返しを防止するプロセスの改善など、内部統制の一層の強化、充実に努められますよう期待いたします。</p>	<p>帯広市会計規則において、備品は、備品使用台帳を備え管理しなければならず、管理する備品について常に備品使用台帳と照合し、その管理に万全を期さなければならないとされています。</p> <p>今回、備品の現状と台帳の登録内容とが相違していたことは、適切な管理を行っていなかったことによるものであり、監査の結果を真摯に受け止め、改善しなければならないものと考えております。</p> <p>特に、処分手続を経ずに不用物品として廃棄していたことや所在不明の備品があることは、物品が市民の財産であるという意識及びそれを管理するという責任感が欠如していたものと猛省しなければならないものであり、今後は、物品の現状と備品使用台帳との定期的な照合等により、適切な物品の管理を徹底してまいります。</p> <p>また、誤りの繰り返しを防止するため、各部署におけるリスク管理や事務引継の改善について検討してまいります。</p>